

紹介状のない患者さまについては 初診時・再診時に「選定療養費」※1がかかります

◆2022年10月診療報酬改定によるお知らせ◆

鹿児島医療センターは地域医療支援病院として、地域の病院・診療所（以下「かかりつけ医」）からの紹介状を持参していただくことになっています。

《初診時》（医師が医学的に初診と判断した場合を含む）
紹介状を持参しなくても受診いただける診療科もございますが、この場合は下表のとおり初診日に、通常の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。⇒①

《再診時》
本院からかかりつけ医への紹介を受けた患者さまが、かかりつけ医等の紹介状なしで再度受診された場合は下表のとおり再診日毎に通常の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。⇒②

	①初診時	②再診時
医科	7,700円	3,300円
歯科	5,500円	2,090円

ただし、次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- 【初診及び再診における負担対象外】
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診した場合
 - ・外来受診後そのまま入院となった場合
 - ・地域において他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っている診療科を受診された場合
 - ・当院の治験協力者である場合
 - ・災害により被害を受けた場合
 - ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
 - ・緊急やむを得ない場合（救急患者、公費負担医療制度の受給対象者、HIV感染者）

- 【初診における負担対象外】
- ・本院の他の診療科から院内紹介されて受診される場合
 - ・医科と歯科との間で院内紹介された場合
 - ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合（精密検査結果と該当診療科医師宛文書）

※1：「初診時・再診時選定療養費」とは、「初期の治療はかかりつけ医で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。